

## 静清信用金庫行動計画（第1期）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間

### 2. 内容

#### 目標1〔再雇用制度の導入〕

平成21年までに妊娠・出産・育児・介護を理由として退職する際に、将来就業が可能になったときに、金庫に再雇用を希望する申し出をしていた職員に対して、金庫が職員の募集または採用に当たって特別の配慮をする制度を導入する。

#### 対策

平成17年4月 職員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始

平成18年4月～ 社内広報を活用した周知・啓発の実施

#### 目標2〔定時退庫制度の拡充〕

平成21年度までに、所定外労働を削減するため、定時退庫日を月4日に拡充する。

#### 対策

平成17年4月 所定外労働の原因の分析の実施

平成17年10月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施。実施状況の把握と指導

#### 目標3〔5連続休暇の完全取得〕

5連続休暇は、職員全員の100%完全取得を目指す。

#### 対策

平成17年4月 5連続休暇取得状況の分析の実施

平成17年5月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施。取得状況の把握と指導

#### 目標4〔インターンシップ制度の導入〕

平成19年度末までに、学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験ができる、インターンシップ制度を導入する。

#### 対策

平成18年4月 インターンシップ実施体制について検討開始

平成19年4月～ インターンシップ担当者に対する研修を年1回実施

## 静清信用金庫行動計画（第2期）

職員全員に働きやすい環境を提供し、職員が仕事と子育てを両立させながら、その能力を十分に発揮できるように、「行動計画」を策定する。

### 1. 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

### 2. 内容

[男性職員の育児休業取得促進]

目標1 計画期間内の男性職員の育児休業取得者を5名以上とする。

<対策>

- 平成22年7月 管理職を対象に研修・掲示等による啓蒙を実施する。

[出産時における夫の有給休暇制度新設]

目標2 妻の出産時に夫である男性職員が取得できる有給休暇制度を導入する。

<対策>

- 平成22年7月 ニーズの把握
- 平成22年7月 制度の詳細の検討
- 平成22年10月 運用開始と職員への周知

[育児に配慮した勤務地限定制度の導入]

目標3 小学校へ就学するまでの子を持つ親が育児のために特定の勤務地を希望した場合、特別に配慮する制度を平成24年3月までに導入する。

<対策>

- 平成23年10月 制度の詳細の検討
- 平成24年4月 運用開始と職員への周知